① 塩化アリルによる健康障害を防止するための指針(案)

指針の定める事項	具体的内容
1 趣旨	
この指針は、塩化アリル又は塩化アリルを含有	
する <u>物もの(塩化アリルの含有量が重量の1パー</u>	
セント以下のものを除く。以下「塩化アリル等」とい	
う。)を製造し、又は取り扱う業務に関し、塩化アリ	
ルによる労働者の健康障害の防止に資するた	
め、その製造、取扱い等に際し事業者が講ずべき	
措置について定めたもの。	

2 対象物質の概要

(1) 物理化学的情報

当該物質は常温で無色の液体であるが、特 徴的な臭気(ニンニクに似た刺激臭)がある ため、判別は可能である。

常温(20°C)で液体であるが、沸点が低く、蒸気圧も非常に高いため、蒸発したガスを吸入しないよう、注意が必要である。強酸化剤、アルミニウム、マグネシウム、亜鉛など等の金属と激しく反応する。燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、塩化水素を発生する。

また、脂溶性が比較的高い物質であるため、 体内に蓄積し、慢性的健康障害を発現する懸 念がある。

(2) 有害性にかかる情報

塩化アリルについては、国が実施した吸入によるがん原性試験において、膀胱の移行上皮及び甲状腺に癌がん又は腫瘍の発生が確認された。

また、その他の主要な有害性は、以下のとおりである。

- ① ヒトへの影響では、痛みと角膜の損傷を伴う重度の刺激性を示し、失明の可能性。
- ② 単回ばく露で、肺水腫等の情報。
- ③ 反復ばく露では衰弱、感覚異常、末端の麻痺、慢性的なばく露により腎臓毒性(糸球体の膜透過性の変化、尿細管の変性、乏尿、排尿時の痛み、夜間頻尿)、神経障害(手、

〇 塩化アリルの基本情報

CAS 番号	107-05-1
性状	無色透明液体
融点	−135°C
沸点	45°C
蒸気圧(20℃)	39.3kPa
溶解性(水・20℃)	0.36g/100ml
分配係数(logPow)	1.5
引火点	-32℃(密閉式)

〇 塩化アリルの有害性

MSDS に記載された有害性情報は以下のとおりである(モデル MSDS を添付)。

急性毒性(吸入)	区分3
皮膚腐食性/刺激性	区分 1A-1C
眼の重篤な損傷性/刺激性	区分1
皮膚感作性	分類できない
生殖毒性	区分2
特定標的臓器/全身毒性	区分1
(単回ばく露)	区分3(麻酔
	作用)
特定標的臓器/全身毒性	区分1
(反復ばく露)	

※ 具体的内容については、今後の検討を踏まえ、情報を追加(又は修正)する。

瞼のふるえ、腱や骨膜反射の増加、多汗、低体温、チアノーゼ、睡眠障害、四肢の感覚異常)、心血管系への影響(心筋の収縮の減少と心音の低下及び心雑音、痛み)、肝機能の変化等の事例がある。

(3) 用途にかかる情報

工業化学品、農薬、医薬品、香料その他の 有機合成原料として使用されている。

23 塩化アリルへのばく露を低減するための措置 について

塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 労働者の塩化アリルへのばく露の低減を図るため、当該事業場における塩化アリル等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、リスクアセスメントを実施し、この結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講ずること。

ア 作業環境管理

- (ア) 使用条件等の変更
- (イ) 作業工程の改善
- (ウ) 設備の密閉化
- (エ) 局所排気装置等の設置
- (オ)その他の必要な措置

イ 作業管理

作業管理を推進するにあたって当たって は、単位作業場において作業管理を指揮する者の選任を行う。作業管理を指揮する者 に、は以下の事項を実施するさせる。

〇 リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントを実施するに当たっては、安 衛法第 28 条の2第2項に基づき「化学物質等によ る危険性又は有害性等の調査に関する指針」を参 考に実施する。

〇 作業環境管理

- ・使用条件等の変更には塩化アリルの使用温度 を下げるなど等して、揮発量を抑える方法がある。
- ·局所排気装置等には、局所排気装置、プッシュ プル型換気装置及び全体換気装置を含む。
- ・その他必要な措置には、有毒性の少ない代替物質への変更、形状の変更、隔離室での遠隔操作等がある。
- 作業管理を指揮する者の養成等にかかる記述を予定。

(ア) 労働者が塩化アリルにばく露されないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の 選択

(イ)塩化アリルにばく露される時間の短縮

(ウ) 接触ばく露が想定される作業について は、呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、 保護手袋等の保護具の使用

〇 適切な保護具(例)

塩化アリルによるばく露の低減を図る上、適切な保護具としては以下のものがある。

呼吸用 保護具

送気マスク、有機ガス用防毒マス ク。

※蒸気圧が高く作業環境中の濃度が高まる可能性があり、高濃度条件下で作業する場合、沸点が低く、破過時間が短くなる可能性がある。い。塩化アリルと酸化剤と反応させるとCO、Cl2、HCIが発生する。通常の使用では、有機ガス用防毒マスクでもよいが、酸化剤と反応させる工程には有機ガス用防毒マスクは使用しないこと。

<u>保護</u> <u>衣、保護</u> 手袋等

化学防 護服、化 学防護 手袋、化 学防護 長靴 EVOH(エチレン―ビニルアルコール 共重合体)製か、ボリビニルアルコー ル製

※耐透過性、耐浸透性、反発性については、それぞれJIST8115に定める試験の結果から得られた等級を踏まえ、各等級ごとに示されている透過時間等を考慮した対応(例:使用時間を記録し、作業時間を経過する前に保護服を交換する。)が望ましい。

なお、当該物質を使用する際に化 学防護服、化学防護手袋及び化学 防護長靴については、別にJIST81 15に定める試験を行うことが望まし い。

また、気密形保護服、密閉型保護服の使用に当たっては、暑熱環境など等物理的要因を考慮し、適切な対

	応を取ることが必要である。
保護 <mark>め</mark>	スペクタクル形及びゴグル形の使用
がね 眼	が望ましい。作業形態に応じ防災面
<u>鏡</u>	(化学物質飛来防護用)を併用しても
	よい。また、一度破損又は汚染した
	規格品は使用しないことが望まし
	ر، د

〇 保護具に係る規格

保護具については、防毒マスクの規格(平成2年労働省告示第68号)の他、以下の日本工業規格が設定されている。おり、接触ばく露が想定される作業については、ばく露部位を考慮し、化学物質による健康障害を防止するために使用すべき保護具は、労働者に化学物質を暴露しないよう、一定の基準に適合したものを使用する。防じんマスク、防毒マスクについては、労働安全衛生法第44条の2第1項(労働安全衛生法施行令第14条の2)の規定に基づく型式検定に合格した型式検定合格標章のついたものを使用する。それ以外の保護具については、JIS規格適合品を使用することが妥当である。必要がある。

呼吸用保護具	JIST8151(防じんマスク)、	
	<u>防毒マスクの規格、</u> JIST815	
	2(防毒マスク)、JIST8153	
	(送気マスク) 、JIST8157(電	
	動ファン付き呼吸用保護具)	
保護衣、保護	JIST8115 <u>, JIST8116, JI</u>	
<u>手袋等</u> 化学防	ST8117	
護服		
化学防護手袋	JIST8116	
化学防護長靴	JIST8117	
保護 めがね 眼	JIST8147	
<u>鏡</u>		

(2) 上記(1)によりばく露を低減するための装置 等の設置等を行った場合、次により当該装置 等の管理を行うこと。 ア 局所排気装置等については、作業が行わ れている間、適正に稼働させること。 イ 局所排気装置等については、定期的に保 ○ 局所排気装置等の保守点検については「局 所排気装置の定期自主検査指針及びプッシュ 守点検を行うこと。 プル型換気装置の定期自主検査指針」(平成 20 年労働安全衛生法第 45 条第3項の規定に 基づく自主検査指針公示第1号)が公示されて いるので、これを参考に保守点検を推進する。 〇 汚染防止 ウ 塩化アリル等を作業場外へ廃棄する場合 は、当該物質を含有する排気、排液等によ (所管省との調整の上、適切な廃棄にかかる る事業場の汚染の防止を図ること。 留意事項を記述予定) (3) 保護具については、同時に就業する作業者 の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔 に保持すること。また、送気マスクを使用させ たときは、当該労働者が有害な空気を吸入し ないように措置すること。 (4) 次の事項について当該作業に係る作業基 準を定め、これに基づき作業させること。 ア 設備、装置等の操作、調整及び点検 イ 異常な事態が発生した場合における応急の 〇 応急措置の基準の内容 措置 応急措置として掲げるべき内容を記述する予 定 (記述項目は以下を予定)。 吸入した場合 皮膚に付着した場合 目に入った場合 飲み込んだ場合 予想される急性症状及び遅発性症状 ウ保護具の使用

34 作業環境測定について

塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務については、次の措置を講ずること。

(1) 屋内作業場について、塩化アリルの空気中における濃度を定期的に測定すること。 測定は6月以内ごとに1回実施することが望ましい。

〇 測定法

測定方法	固体捕集方法
分析法	ガスクロマトグラフ分析法

(2) 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程、作業方法等の点検を行うこと。これらの結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講ずるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。

- 個人ばく露測定、作業環境測定基準に基づく A測定を実施した場合に評価に活用できる参考 値は以下のとおり。
 - ※ 事業場が参考値を選択する際には、測定精度、作業実態(作業時間、頻度、呼吸用保護具の使用等)をもとに妥当なものを選択する。なお、複数の値が選択可能な場合には、当該物質が動物実験において発がん性が確認された物質であることを考慮して、より低い参考値を選択することが望ましいこと。
 - ※ 労働衛生管理や測定が可能であることが前提となるので、参考値の選択に当たっては、依頼する分析機関の定量下限をあらかじめ確認することが必要である。その際定量下限値は事業場が参考値を選択する際には、当該参考値濃度の 1/10 まで測定が可能以下であることが望ましい。
 - ※ 事業場が参考値を選択する際には、当 該物質が動物実験において発がん性が確 認された物質であることを考慮して、可能 な限り低い参考値を選択することが望まし いこと。

TLV-TWA	1 ppm (3
(ACGIH2005)	mg/m³)
生涯過剰発がんレベル(10-3)に	0.56 <u>0.93</u>
労働補正を行ったもの対応する生	ppm
<u>涯ばく露濃度(※)</u>	
生涯過剰発がんレベル(10-4)に	0.0560.093

労働補正を行ったもの対応する生 ppm 涯ばく露濃度(※) ※日本バイオアッセイ研究センターで実施した がん原性試験の結果をもとに、米国環境保護庁 (US-EPA)の Guidelines for Carcinogen Risk Assessment (2005)及び Integrated Risk Information System (IRIS)の方法により算出したも <u>の。</u> (3) 作業環境測定等の結果及び結果の評価の 記録を30年間保存することが望ましい。 45 労働衛生教育について (1) 塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務に ○ 教育に当たっては、化学物質等安全データシ 従事している労働者及び当該業務に従事させ ート(MSDS)を活用すること。 ることとなった労働者に対して、次の事項につ いて労働衛生教育を行うこと。 ○ 左の事項に係る労働衛生教育の時間は4.5 時 ア 塩化アリルの性状及び有害性 間以上とすること。 イ 塩化アリル等を使用する業務 ウ 塩化アリルによる健康障害、その予防方法 及び応急措置 エ 局所排気装置その他の塩化アリルへのば く露を低減するための設備及びそれらの保 守、点検の方法 オ 作業環境の状態の把握 カ保護具の種類、性能、使用方法及び保守 管理

キ 関係法令

56 塩化アリル等の製造等に従事する労働者の把握について

塩化アリル等を製造し、又は取り扱う業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに従事した業務等にかかる記録をとるとともに、30年間保存することが望ましい。

- 〇 作業記録の内容
 - ① 労働者の氏名
 - ② 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
 - ③ 塩化アリルにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の 概要

67 危険有害性等の表示について

労働安全衛生法第57条の2及び第101条第2項に基づき、化学物質等安全データシートの交付及び労働者への有害性の周知等を行うほか、「化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針(平成4年労働省告示第60号)」に基づき、容器、包装等にラベルを付す等により必要な事項を表示すること。

○ 国が作成したモデル MSDS の所在等を記述

○ 参考として、がん原性試験結果の概要を添付 予定。